

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からはA所在のC事業所（以下「事業場」という。）において、溶接工として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D外科・内科に受診し「狭心症、心臓神経症」と診断され、同年〇月〇日、Eメンタルクリニックに転医し「急性ストレス反応」と診断された。請求人によると、平成〇年〇月〇日から、事業場の現場責任者らから差別的なパワーハラスメント行為を繰り返され、また、違法な退職強要を受けたことなどにより精神的苦痛を受けたという。
- 3 本件は、請求人が業務上の事由により精神障害を発病したとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 当審査会において、請求人の業務による心理的負荷となる出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 上記第3の1(1)の主張について

現場責任者の申述を始めとする一件記録によれば、現場責任者の指導内容は社内規則に基づいた一般的な順守事項であり、通常の業務指導の範囲であったが、請求人は、合理的な理由もなく現場責任者に反発して大声で騒ぎ始めたことが認められることに照らせば、上記主張について認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみて検討するも、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

イ 上記第3の1(2)の主張について

一件記録を精査しても請求人が同僚から暴言を受けたという事実は確認できず、同僚は請求人の声が大きすぎて作業に集中できないと述べたにすぎな

いことから、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、同出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

ウ 上記第3の1（3）及び（4）の主張について

一件記録を精査するも、請求人の主張に係る各事実を裏付けるに足りる客観的な資料は見当たらず、当該各事実を確認することはできない。

（3）請求人は、その他の心理的負荷をもたらした出来事として、「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）その他を主張するが、それらの各事実を裏付けるに足りる客観的な資料は見当たらず、当該各事実を確認することはできない。

（4）以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。